

独立行政法人中小企業基盤整備機構平成24年度第2回契約監視委員会

【議事要旨】

平成25年1月
独立行政法人中小企業基盤整備機構

1. 日 時 平成25年1月28日（月）13:30～16:00
2. 場 所 独立行政法人中小企業基盤整備機構 第一役員会議室
3. 出席者 （委員）井上委員長、吉野委員、渡邊委員、大石委員、宇田川委員
（機構）吉田理事、青木理事、他

4. 議 事

○議事に先立ち、青木理事から開会挨拶が行われた。

(1) 24年度（4月から9月まで）の契約状況について

- ・事務局から、24年度（4月から9月まで）の契約概況並びに随意契約により実施した仮施設整備事業の震災関連工事契約について説明があった。

| 主な意見・質問 | 回 答 |
|---------------|-----|
| ・特段の意見等はなかった。 | — |

(2) 個別案件の点検・審議について

- ・個別案件については、今回の審議対象期間の24年度4月から9月までの契約案件において一者応札・応募となった17件のうち、2回連続で一者応札・応募となった契約案件4件の他、各委員の点数付けにより選出した上位2件の契約案件（計6件）について審議された。

※案件毎の審議概要は、（別紙1・別紙2）を参照。

- ・公益法人との契約又は公益法人への契約外の支出に係る案件については、平成25年度第1回でまとめて審議することとなった。

(3) 次回日程について

- ・事務局から次回委員会の日程等について説明があり了承された。

—以上—

(別紙1)

○24年度4月から9月までの契約案件で、一者応札・応募となった17件のうち、2回連続で一者応札・応募となった契約案件(4件)

| 【平成24年度中心市街地活性化協議会支援センター運營業務委託】 | |
|--|--|
| 主な意見・質問 | 回答 |
| <p>・一般競争入札(総合評価方式)ではなく、一般競争入札(最低価格方式)による調達はできないか?</p> <p>・一者応札とならないために有効な手法はあるか?</p> | <p>・全国に154ある中心市街地活性化協議会への相談対応業務があり、専門性を有した者による対応が必要不可欠であるため、最低価格方式では困難。</p> <p>・公告資料を詳細化し、入札説明会参加者だけに配布していた補足資料の内容を盛り込むとともに、中小企業関連4団体等を通じた公告周知といった対応も検討する。</p> |

| 【平成24年度中小企業大学校東京校電子印刷製本機械の保守及び消耗品等の供給業務】 | |
|---|--|
| 主な意見・質問 | 回答 |
| <p>・電子印刷製本システムの保守は専門的技術を要するものか?</p> <p>・イニシャルとランニングを含めたトータルコストで検討しているか?</p> | <p>・当該システムの保守に係るトレーニングを受けた者でないと対応が難しく、専門的技術を要するものである。</p> <p>・機器の更新において、機器と保守の一本化も含め、トータルコストと予算を勘案しながら対応を検討する。</p> |

| 【本部事務所等定期健康診断に係る業務請負】 | |
|---|--|
| 主な意見・質問 | 回答 |
| <p>・労働衛生サービス機能評価の認定を受けていることは必要な要件か?入札参加者を制限していないか?</p> <p>・プライバシーマークの認定を受けていることも必要か?そもそも、医療機関はプライバシーマーク認定に関わらず、個人情報保護の義務を負っているのではないか。</p> | <p>・一定の品質を確保するために必要。認定を受けている者は都内に22者あり、そのうち、出張検診を行っている者は16者いる。</p> <p>・プライバシーマークの認定について、必須要件とするか、要件から外すか、検討する。</p> |

| 【平成24年度書類等運送業務(宅配便・メール便)】 | |
|--|--|
| 主な意見・質問 | 回答 |
| <p>・複数年契約(3ヶ年)の理由は?</p> <p>・複数年契約が一者応札の原因となっていないか?</p> | <p>・随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取り組みとして、複数年契約の適用を拡大し契約事務の合理化・効率化を図ることとしており、その趣旨に沿ったものである。</p> <p>・説明会には複数者参加しているが、複数年契約がネックとの回答は受けていない。</p> |

○24年度4月から9月までの契約案件で、一者応札・応募となった17件のうち、各委員の点数付けにより選出した上位2件の契約案件

| 【ジャパンファッションウィーク併催被災地商談会に係る事務局業務請負】 | |
|--|--|
| 主な意見・質問 | 回答 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ジャパンファッションウィーク併催被災地商談会に係る事務局業務とはどのようなものか？ ・一者応札の原因として考えられることは？ | <ul style="list-style-type: none"> ・展示商談会の参加者の募集から当日の設営まで。同時開催のマッチングイベントを企画運営する業務を含む。 ・本イベントが経済産業省など複数者での共催事業で事前調整に時間を要し、複数の会場を開催場所とするなどの特殊要件もあり、煩雑な業務内容であった。 ・本イベントの開催時期は、1年のうちで、大規模イベントの15.9%が集中する繁忙期であったことから、説明会には6者が参加したものの、最終的な応札者は1者にとどまった。 |

| 【小規模企業共済制度の数理業務に係るアドバイザー業務請負】 | |
|---|---|
| 主な意見・質問 | 回答 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済制度の数理業務に係るアドバイザー業務とはどのようなものか？ ・応募者がいなかった理由として考えられることは？ | <ul style="list-style-type: none"> ・制度に係る責任準備金の計算等の数理業務において、機構が算出した決算数値を専門家として検証する業務。 ・小規模企業共済制度という特殊な制度について取扱うこと、また、一般的には信託銀行が年金業務について数理、資金運用、コンサルティングまで総合的に受託するが、本件業務はその中の一部だけを取り出して依頼する内容であるため、その採算性を懸念して応募が限られてしまったものと推測する。 |